

聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書

今日、社会の高齢化に比例して、難聴の方も年々増加している。難聴は認知症の危険因子の一つと言われており、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、その後社会的に孤立する可能性も懸念される。

難聴対策として補聴器の活用があるが、収集した音を増幅して外耳道に送る「気導補聴器」や、様々な原因で外耳道が閉鎖している方への骨導聴力を活用する「骨導補聴器」等が知られている。

近年、耳の軟骨を振動させて音を伝える「軟骨伝導」方式も開発され、従来の気導・骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や、装着そのものが難しい方に対しての新たな選択肢となった。

ただ、難聴者の6割が専門機関を受診していない現状や、通信販売等で補聴器を購入し、適切な使用やトレーニングがわからないまま使用されていないケースも多い。我が国の難聴者における補聴器使用率は、欧米各国が30%以上であるのに対し13%と低調である。

さまざまな難聴者に適用出来る聴覚補助機器等の選択肢が増えている中、政府に対して、我が国の更なる高齢化の進展を踏まえて、認知症の予防と共に、高齢者の積極的な社会参画を実現するために、以下の通り聴覚補助機器等の積極的な活用を促進する取り組みを強く求める。

記

- 1 難聴に悩む方が、「聞こえの外来」等の拡充で、医師や専門家の助言を受け自分に合った補聴器の購入ができ、その後の調整や適切なカウンセリング・トレーニングで、補聴器を積極的、継続的に活用できる環境を整えること。
- 2 難聴の方と円滑なコミュニケーションが取れる社会の構築を目指し、行政等の公的窓口などに、標準として聴覚補助機器等の配備をおこなうこと。
- 3 聴覚補助機器等を必要とする人々への情報提供の機会や場の創設と、補聴器購入に対する助成制度の創設等経済的な支援策を講ずること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和6年7月2日

広島県府中市議会